

# 一般廃棄物処分業許可証

住 所 京都市伏見区羽東師古川町233番地  
(法人にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社カンボ  
(法人にあっては  
名称及び代表者  
の氏名) 代表取締役 横山 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日 令和5年8月10日  
許可の有効期限 令和7年8月9日

平成21年8月10日	新規許可	令和5年8月10日	更新許可
平成23年8月10日	更新許可		
平成25年8月10日	更新許可		
平成27年8月10日	更新許可		
平成29年8月21日	更新許可		
令和元年8月13日	更新許可		
令和3年8月23日	更新許可		
令和5年4月1日	許可証書換え (処理料金の規定)		

- 1 取扱廃棄物の種類  
廃プラスチック類(ただし、一般廃棄物で再資源化可能なものに限る。)
- 2 作業区分及び処理能力  
破砕 107.95トン/日(17時間)
- 3 施設の設置場所  
京都市伏見区羽東師古川町403番1、403番2、635番5
- 4 施設の設置年月日  
令和2年8月31日
- 5 許可条件  
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。  
(2) その他市長の指示に従うこと。
- 6 許可の取消し又は業務の停止  
法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。  
この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。